

第三次環境基本計画（水循環部分抜粋）

（重点分野政策プログラム）

第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

2 中長期的な目標

今後の四半世紀における望ましい社会・経済像を見据え、現在及び将来の社会・経済の状況、技術レベル、生活の質を考慮した上で、治水や利水との整合を図りながら、環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵を最大限享受できる社会の構築を目指します。

その際、流域ごとの特性に応じ、環境保全上健全な水循環の構築の観点から、水循環に関する課題や目指すべき将来像が設定されるとともに、流域の住民、事業者、民間団体、地方公共団体、国等の協働により、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくりが行われることを目標とします。

環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵とは、流域の特性に応じた水質、水量、水生生物等、水辺地を含む水環境や地盤環境が保全されており、それらの持続可能な利用が図られることを指します。具体的には、洪水や渇水等異常時における問題にも留意しつつ、主として平常時において、流域の特性に応じ、以下に掲げるような状態を維持することが重要です。

水質 一水環境・土壌環境において、人の健康の保護、生活環境の保全、さらには、水生生物等の保全の上で望ましい質が維持されること。

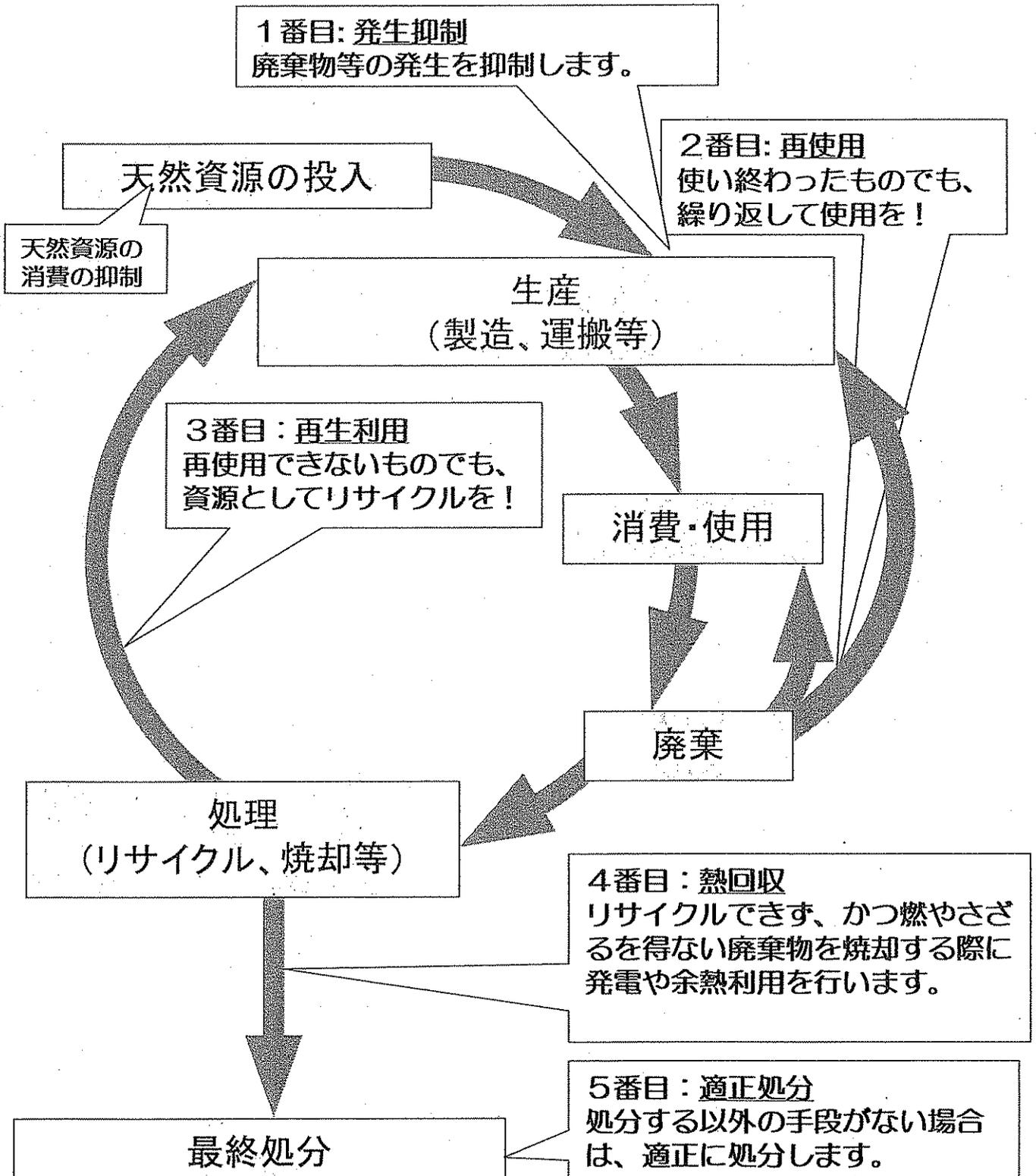
水量 一平常時において、水質、水生生物等、水辺地の保全等を勘案した適切な水量が維持されること。土壌の保水・浸透機能が保たれ、適切な地下水位、豊かな湧水が維持されること。

水生生物 一人と豊かで多様な水生生物等との共生がなされること。

水辺地 一人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され、豊かで多様な水生生物等の生育・生息環境として保全されること。

循環型社会と3R

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会



この順序が環境負荷の低減に寄与しない場合は、必ずしもこの優先順位によりません。

【出典: 環境省で作成】

京都議定書目標達成計画の骨子

目指す方向

- 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
- 地球規模での温室効果ガスの長期的・継続的な排出削減

基本的考え方

- 環境と経済の両立
- 技術革新の促進
- すべての主体の参加・連携の促進(国民運動、情報共有)
- 多様な政策手段の活用
- 評価・見直しプロセスの重視
- 国際的連携の確保

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量の目標 (※)

区 分	目 標		2010年度現状対策ケース(目標に比べ+12%*)からの削減量 ※2002年度実績(+13.6%)から経済成長等による増、現行対策の継続による削減を見込んだ2010年見込み
	2010年度 排出量 (百万t-CO ₂)	1990年度比 (基準年総排出量比)	
①エネルギー起源CO ₂	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源CO ₂	70	▲0.3%	
③メタン	20	▲0.4%	
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	
森林吸収源	▲48	▲3.9% <small>(※)</small>	(同左) ▲3.9% <small>(※)</small>
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	(同左) ▲1.6%*
合 計	1,163	▲6.0%	▲12%

*削減目標(▲6%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

(※) 温室効果ガス排出・吸収目録の精査により、京都議定書目標達成計画策定時とは基準年(原則1990年)の排出量に変化しているため、今後、精査、見直しが必要。

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスごとの対策・施策

(1) 温室効果ガス排出削減

- ①エネルギー起源CO₂
 - ・技術革新の成果を活用した「エネルギー関連機器の対策」「事業所など施設・主体単位の対策」
 - ・「都市・地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムを省CO₂型に変革する対策」
- ②非エネルギー起源CO₂
 - ・混合セメントの利用拡大 等
- ③メタン
 - ・廃棄物の最終処分量の削減 等
- ④一酸化二窒素
 - ・下水汚泥焼却施設等における燃焼の高度化 等
- ⑤代替フロン等3ガス
 - ・産業界の計画的な取組、代替物質等の開発 等

(2) 森林吸収源

- ・健全な森林の整備、国民参加の森林づくり 等

(3) 京都メカニズム

- ・海外における排出削減等事業を推進

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 事業活動における環境への配慮の促進
- 国民運動の展開
- 公的機関の率先的取組
- サマータイム
- ポリシーミックスの活用(・環境税・国内排出量取引制度 等)

3. 基盤的施策

- 排出量・吸収量の算定体制の整備
- 技術開発、調査研究の推進
- 国際的連携の確保、国際協力の推進

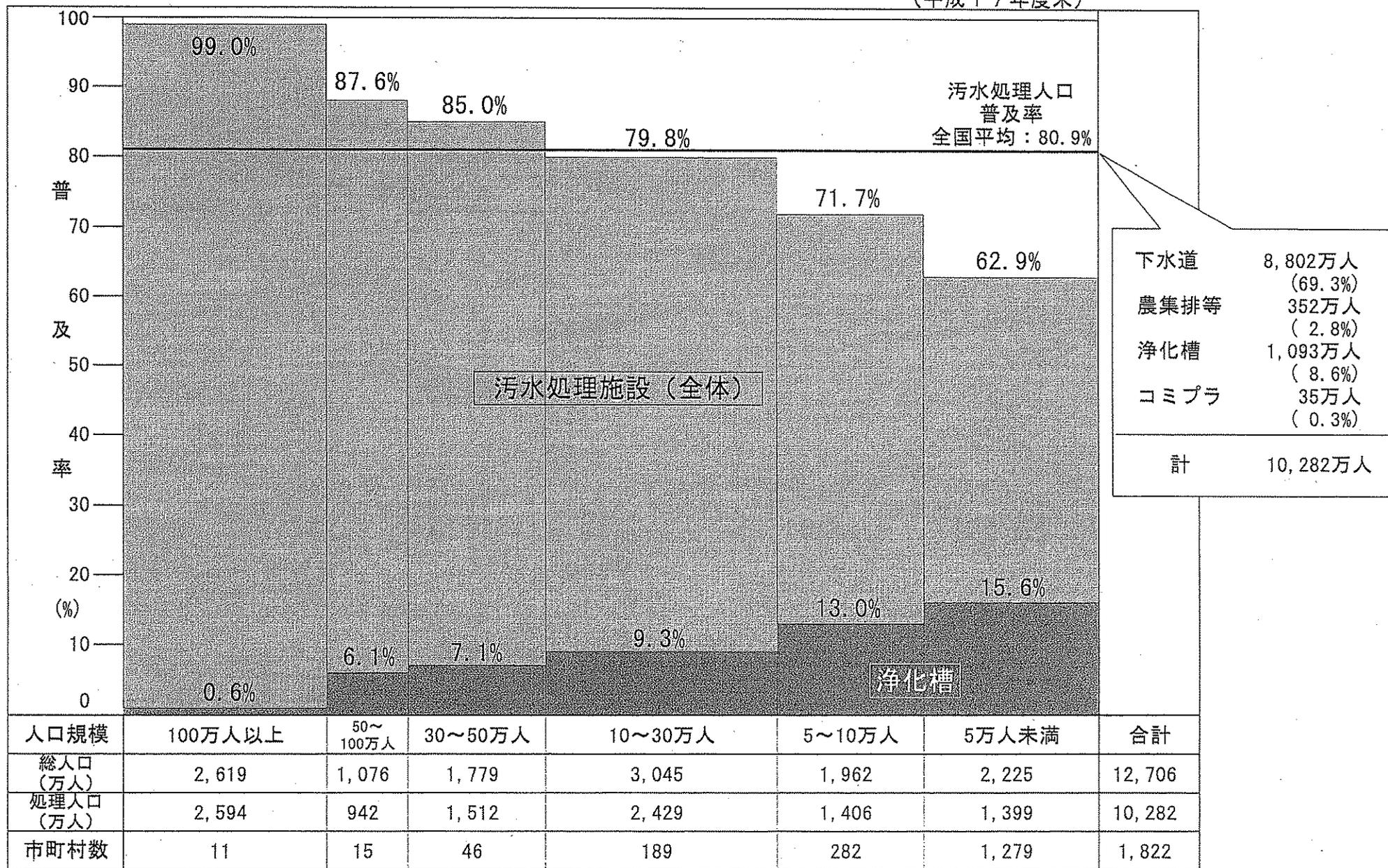
推進体制等

- 毎年の施策の進捗状況等の点検、2007年度の計画の定量的な評価・見直し
- 地球温暖化対策推進本部を中心とした計画の着実な推進

平成18年10月27日の中央環境審議会から評価・見直しを開始

汚水処理人口普及状況

(平成17年度末)



(注) 1. 総市町村数1,822の内訳は、市 778、町 846、村 198 (東京区部は市に含む)。
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。

汚水の処理に要する費用(「汚水処理原価」)の比較

(単位:円/m³)

	公共下水道				農業集落 排水施設	浄化槽 市町村 整備事業
	東京都 及び 指定都市	処理区域内人口		特定環境 保全 公共下水道		
		3～5万人	1万人未満			
汚水処理原価	133.3	294.8	507.1	515.0	503.4	238.4

【出典:下水道経営ハンドブック 平成18年度版】

$$\text{○汚水処理原価} = \frac{\text{資本費} + \text{維持管理費 (円)}}{\text{処理した汚水量 (m}^3\text{)}}$$

○資本費 : 減価償却費、企業債等支払利息等の合計額